

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布（水銀関係）について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等が 6 月 9 日に公布されました。

また、平成 28 年 10 月 11 日から平成 28 年 11 月 10 日まで及び平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 3 月 21 日までの間に実施した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果についても公表されました。

これは「水銀に関する水俣条約」による水銀廃棄物の環境上適正な管理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）において整備された規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）等について、所要の改正を行ったものです。

## ○改正省令の概要

- (1) 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分基準の追加
- (2) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加
- (4) 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加
- (5) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

## ○施行期日

平成 29 年 10 月1日

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 6 月 9 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長

